

栗東歴史民俗博物館管理運営規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(休館日等)</p> <p>第7条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て、<u>臨時に変更</u>することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、土曜日、日曜日又は休日と重なる場合を除く。</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月4日まで。</p> <p><u>2</u> 館長は、必要に応じて、展示室を休室にすることができる。</p> <p>第8条－第30条 (略)</p>	<p>第1条－第6条 (略)</p> <p>(休館日等)</p> <p>第7条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育委員会の承認を得て、<u>_____</u>変更することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、土曜日、日曜日又は休日と重なる場合を除く。</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月4日まで。</p> <p><u>(4) 博物館の施設管理上、必要な日</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。</u></p> <p><u>3</u> 館長は、必要に応じて、展示室を休室にすることができる。</p> <p>第8条－第30条 (略)</p>